

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人あしーど
- 2 指導監査実施年月日 平成30年10月17日（水）
- 3 文書指摘事項

区 分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事 項
<p>I-3(2) 評議員会の招 集・運営</p> <p>I-6(1) 審議状況</p>	<p>次のとおり評議員会及び理事会の手続きについて、法令に反している事例があった。</p> <p>○評議員会の招集手続について 理事会の決議により次の事項を定めなければならない。</p> <p>①評議員会の日時及び場所 ②評議員会の目的である事項があるときは、当該事項 ③評議員会の目的である事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合はその旨）</p> <p>平成29年6月28日及び平成30年6月28日に評議員会が開催されているが、理事会議事録を確認したところ、上記の項目を理事会において決議した経過が見られなかった。今後は、評議員会の招集に際し適切な手続きを行うこと。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項 社会福祉法施行規則第2条の12</p> <p>○特別の利害関係人の確認について 社会福祉法第45条の9第8項において、評議員会の決議には、その決議について特別の利害関係を有する評議員が加わることができないことが定められている。貴法人において、決議を行う前に特別の利害関係人の有無の確認が行われていないため、確認すること。また、理事会においても利害関係人の有無の確認が必要であるため、評議員会と同様に行うこと。</p> <p>なお、確認の方法については、個別の議案の議決の際に各評議員・理事に確認し、その経過を議事録に記録するほか、当該会議の議案について特別の利害関係を有する場合</p>	

	<p>には法人に申し出る旨を定めた通知を発するなどの方法が想定される。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の9第8項 社会福祉法第45条の14第5項</p> <p>○定時評議員会の開催時期について 社会福祉法人は、計算書類等を定時評議員会の日から2週間前の日から事務所に備え置かなければならないため、計算書類等の承認を行う理事会は定時評議員会の日から2週間前の日より以前に開催される必要がある。</p> <p>貴法人においては、平成29年6月27日開催の理事会及び平成29年6月28日に開催された定時評議員会にて平成28年度会計にかかる計算書類等を承認しており、理事会と評議員会との期間が2週間以上空いていないため、定時評議員会の日から2週間前の日から計算書類等を備え置くことができていない。平成29年度会計にかかる計算書類等についても、前年と同様である。</p> <p>ついては、今後計算書類承認理事会及び定時評議員会を開催するにあたっては、その開催日及び事務所へ計算書類等を備え置くことについて法令に従い行うこと。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の32第1項</p>	
I-6 (1) 審議状況	<p>定款第25条において、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告すると規定しているが、日常業務の理事長の専決事項について理事会で定められていなかった。理事長等の決裁権限の明確化のため、決裁規程等の整備を検討すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の13第4項 定款第25条</p>	
III-3 (2) ア 規程・体制	<p>計算書類等及び財産目録は、定時評議員会の承認が必要であるが、貴法人の経理規程第60条第3項において、財務諸表及び附属明細書並びに財産目録は、理事会の承認を得て確定すると定めている。ついては、法令に従い、経理規程の整備を行うこと。※ここに挙げているのは一例であり、法改正に伴う経理規程全体の見直しを検討すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の30第2項</p>	

	<p>社会福祉法第45条の34第1項 社会福祉法施行規則第2条の40</p>	
<p>Ⅲ－3（2）イ 規程・体制</p>	<p>次のとおり経理規程に反している事例があった。</p> <p>○金融機関との取引について 経理規程第39条第2項において、金融機関との取引は理事長名をもって行うこととされているが、事業所所長名義で金融機関との取引を行っている事例があったため、経理規程に基づき是正すること。</p> <p>根拠法令等 経理規程第39条第2項</p> <p>○月次試算表について 経理規程第31条において、会計責任者は、月次試算表を作成し、翌月末日までに理事長に提出しなければならないと定められている。平成29年度において月次試算表が理事長に提出されていなかったため、経理規程に従い、理事長に提出すること。</p> <p>根拠法令等 経理規程第31条</p>	
<p>Ⅲ－4（3） 情報の公表</p>	<p>定款、役員等報酬基準及び役員等名簿は、インターネットの利用により公表しなければならないが、貴法人において、公表されていなかったため、速やかに公表すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第59条の2第1項、社会福祉法施行規則第10条第1項</p>	
<p>Ⅲ－4（4） その他</p>	<p>組合等登記令第3条第3項より、社会福祉法人の資産総額の変更登記は、会計年度終了後3か月以内に行うこととされている。平成28年度及び平成29年度末時点での資産総額の変更登記が遅延していた。今後、期限内に変更登記を完了させること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第29条第1項 組合等登記令第3条第3項</p>	

※Ⅰ－3（2）、Ⅰ－6（1）、Ⅲ－3（2）ア及びⅢ－4（3）については、社会福祉法の改正に対応できていない事例です。